



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年1月9日金曜日 第2029号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び愛媛県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則... 1

愛媛県核燃料税条例の施行期日を定める規則..... 2

愛媛県核燃料税条例施行規則..... 2

告 示

医療機関の指定..... 8

施術機関の指定..... 8

指定医療機関の名称の変更..... 8

指定施術機関の名称の変更..... 8

指定医療機関の廃止の届出..... 8

指定医療機関（指定訪問看護事業者等）の廃止の届出..... 8

指定施術機関の廃止の届出..... 9

介護機関（居宅介護事業者）の指定..... 9

介護機関（介護予防事業者）の指定..... 9

指定介護機関（居宅介護事業者）の変更..... 9

指定介護機関（特定福祉用具販売事業者）の変更.....10

指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更.....10

指定介護機関（介護予防事業者）の変更.....10

指定介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の変更.....10

指定介護機関（居宅介護事業者）の変更.....11

指定介護機関（介護予防事業者）の変更.....11

指定介護機関（居宅介護事業者）の変更.....11

指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更.....11

指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....12

指定介護機関（特定福祉用具販売事業者）の廃止の届出.....12

指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出.....12

指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出.....12

指定介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の廃止の届出.....13

指定居宅サービス事業者の指定.....13

指定介護予防サービス事業者の指定.....13

指定介護老人福祉施設の指定.....14

指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....14

指定居宅サービス事業を行う事業所の名称及び所在地の変更.....14

指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更.....14

指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....15

指定介護予防サービス事業を行う事業所の名称及び所在地の変更.....15

指定居宅サービス事業の廃止.....15

指定介護予防サービス事業の廃止.....15

指定介護老人福祉施設の指定の辞退.....16

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正.....16

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧（2件）.....17

漁業の免許.....17

過疎地域自立促進特別措置法による工事の完了.....18

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....18

土地改良区連合役員の就退任の届出.....19

道路の位置の指定.....19

公 告

土地の売払い.....20

土地（建付地）の売払い.....21

旧愛媛県中央児童相談所に設置されているポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬業務の委託.....22

監 査 公 表

住民監査請求に係る監査結果の公表.....23

監査結果に基づく措置の公表（2件）.....27

選挙管理委員会告示

漁業法第99条第1項の規定による解職の請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....28

規 則

○愛媛県規則第1号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び愛媛県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年1月9日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び愛媛県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

（愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
様式第12号（第12条関係） （表）省略	様式第12号（第12条関係） （表）省略

(裏)

(裏)

省略

省略

別記

別記

〔注意事項〕

〔注意事項〕

1～3 省略

1～3 省略

4 この補償を受ける権利は、譲り渡したり、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合を除き、担保に供することはできません。また、差押えを受けることもありません。

4 この補償を受ける権利は、譲り渡したり、国民生活金融公庫 _____ 又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合を除き、担保に供することはできません。また、差押えを受けることもありません。

5～10 省略

5～10 省略

(愛媛県農業改良資金貸付規則の一部改正)

第2条 愛媛県農業改良資金貸付規則(昭和60年愛媛県規則第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類等の経由等)</p> <p>第21条 法第7条第1項の規定により知事に提出する書類は当該書類を提出した者の住所地をその地区内に含む農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合、愛媛県信用農業協同組合連合会の事務所若しくは支店(以下「農業協同組合等」という。)、農林中央金庫松山支店又は株式会社日本政策金融公庫松山支店を、第6条第2項、第8条第2項、第11条第2項、第13条第3項及び第15条第2項の規定により知事が交付する書類又は知事が行う通知並びに第7条第1項、第9条第1項、第10条第2項、第12条第1項、第13条第2項及び第14条の規定により知事に提出する書類は農業協同組合等を経由するものとする。</p>	<p>(書類等の経由等)</p> <p>第21条 法第7条第1項の規定により知事に提出する書類は当該書類を提出した者の住所地をその地区内に含む農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合、愛媛県信用農業協同組合連合会の事務所若しくは支店(以下「農業協同組合等」という。)、農林中央金庫松山支店又は農林漁業金融公庫 _____ 松山支店を、第6条第2項、第8条第2項、第11条第2項、第13条第3項及び第15条第2項の規定により知事が交付する書類又は知事が行う通知並びに第7条第1項、第9条第1項、第10条第2項、第12条第1項、第13条第2項及び第14条の規定により知事に提出する書類は農業協同組合等を経由するものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第2号

愛媛県核燃料税条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成21年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県核燃料税条例の施行期日を定める規則

愛媛県核燃料税条例(平成20年愛媛県条例第54号)の施行期日は、平成21年 1月16日とする。

○愛媛県規則第3号

愛媛県核燃料税条例施行規則を次のように定める。

平成21年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県核燃料税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県核燃料税条例(平成20年愛媛県条例54号。以下「条例」という。)第8条、第9条第2項、第10条及び第13条の規定に基づき、核燃料税の賦課徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(書類の様式)

第2条 核燃料税の賦課徴収に関する次の表の左欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該右欄に掲げるところによるものとする。

書 類 の 種 類	様 式
条例第8条の規定による申告書及び条例第9条第2項の規定による修正申告書	様式第1号

条例第10条の規定による通知書兼納額告知書

様式第2号

- 2 前項に定めるものを除くほか、核燃料税の賦課徴収に関する書類の様式は、愛媛県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第1条の表(2)の項、(5)の項、(8)の項及び(9)の項に規定するところによる。

附 則**（施行期日）**

- 1 この規則は、平成21年 1 月16日から施行する。

（愛媛県核燃料税条例施行規則の廃止）

- 2 愛媛県核燃料税条例施行規則（平成15年愛媛県規則第69号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 愛媛県核燃料税条例（平成15年愛媛県条例第54号）附則第4項の規定によりなおその効力を有することとされている同条例の規定に基づく核燃料税の賦課徴収については、旧規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日	処理事項	発信年月日				
		通信日付印	確認印			
愛媛県知事	様					
所在地						
名称						
代表者氏名	(印)					
担当者氏名及び所属課並びに電話番号	(局 課番)					
年 月分核燃料税申告書 修正申告書						
区分	課税標準額	税率	税 額			
申告額又は修正申告額 ①	円	$\frac{13}{100}$	円			
この申告が修正申告である場合は、既に納付の確定した額 ②	/					
この申告により納付すべき税額 ① ② ③	/					
今回挿入された核燃料の明細						
発電用原子炉の名称		核燃料の発電用原子炉への挿入年月日	年 月 日 (愛媛県核燃料税条例(平成20年愛媛県条例第54号。以下「条例」という。)第4条第2項第 号該当)			
課税対象核燃料			課税対象外核燃料		挿入核燃料の合計体数	
核燃料の体数 ④	核燃料の重量 ⑤	核燃料の価額(課税標準額) ⑥	条例附則第2項に該当するものの体数 ⑦	その他のものの体数 ⑧	④ + ⑦ + ⑧	
体	kg	円	/		/	
			/		/	
計	計	計	体	体	体	

備考

- 1 印の欄は、記載しないこと。
- 2 「年 月分」は、核燃料を発電用原子炉へ挿入した日の属する年月を記載すること。
- 3 ④から⑥までの各欄は、核燃料の単価の異なるごとに区分し、記載すること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。

様式第2号(第2条関係)

(その1)

通知書兼不足税額等納額告知書			
所在地		年	月 日
様	愛媛県 地方局長	[印]	
年 月分の核燃料税について課税標準額等が次のとおり更正・決定されましたから通知します。			
区 分	課 税 標 準 額	税 率	税 額
更正・決定額	円	$\frac{13}{100}$	円
既に納付の確定した額		/	
差引不足税額		/	
加 算 金 額	基 準 額	乗 率	金 額
	円	$\frac{100}{100}$	円
過少申告加算金		$\frac{100}{100}$	
	計	/	
不申告加算金		$\frac{100}{100}$	
	計	/	
重加算金		$\frac{100}{100}$	
上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。 なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し年14.6パーセント(年 月 日から年 月 日までの期間については、年 パーセント)の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。	納 付 の 場 所	<ul style="list-style-type: none"> ・指定金融機関 ・指定代理金融機関 ・収納代理金融機関 ・県が収納の事務を委託した者 ・地方局 	
注意 1 この更正、決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に、更正又は決定については異議申立てを、納額告知については審査請求をすることができます。 2 この更正、決定又は納額告知の取消しの訴えは、1の異議申立てに対する決定又は審査請求に対する判決を経た後、その決定又は判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(愛媛県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該決定又は判決を経ないで更正、決定又は納額告知の取消しの訴えを提起することができます。 ア 異議申立て又は審査請求があった日から3箇月を経過しても決定又は判決がないとき。 イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ウ その他決定又は判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。			

備考

- 1 年14.6パーセントの割合となる場合を除き、延滞金の割合の変更がある場合は、「ついては、」を「ついては」と記載し、「年 パーセント」の下に「、 年 月 日から 年 月 日までの期間については年 パーセント」を適宜追加して記載すること。
- 2 10月又は11月に通知する場合において、この通知に係る納期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、「年 パーセント）」とあるのは、「年 パーセント（当該期間のうち、 年1月1日以後の期間については、年7.3パーセントと 年11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）のうちいずれか低い割合）」と記載すること。
- 3 「納付の場所」欄の「指定金融機関」欄、「指定代理金融機関」欄、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」欄は、それぞれ該当する金融機関、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者を記載すること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。

(その2)

加算金決定通知書兼納額告知書			
所在地 様	年 月 日		
愛媛県 地方局長 印			
年 月分の核燃料税について、地方税法（昭和25年法律第 226号）第 条第 項該当のため徴収すべき 加算金が次のとおり決定されましたから通知します。			
加 算 金 額	基 準 額	乗 率	金 額
過 少 申 告 加 算 金	円	100	円
		100	
	計	/	
不 申 告 加 算 金		100	
		100	
	計	/	
重 加 算 金		100	
<p>上記の加算金額を 年 月 日までに納付してください。</p> <p>納付の場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定金融機関 ・ 指定代理金融機関 ・ 収納代理金融機関 ・ 県が収納の事務を委託した者 ・ 地方局 			
<p>注意</p> <p>1 この決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に、決定については異議申立てを、納額告知については審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定又は納額告知の取消しの訴えは、1の異議申立てに対する決定又は審査請求に対する判決を経た後、その決定又は判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該決定又は判決を経ないで決定又は納額告知の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ア 異議申立て又は審査請求があった日から3箇月を経過しても決定又は判決がないとき。</p> <p>イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>ウ その他決定又は判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>			

備考 「納付の場所」欄の「指定金融機関」欄、「指定代理金融機関」欄、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」欄は、それぞれ該当する金融機関、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者を記載すること。

告 示

○愛媛県告示第1号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成21年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
エンジェル薬局	有限会社 エンジェルファ ミリー	四国中央市妻鳥町1665番 地1	平成20年 9月1日
矢野勉強堂	矢野 睦 子	四国中央市金田町金川5	平成20年 12月1日
駅前医院	医療法人 駅前医院	新居浜市坂井町一丁目7 番4号	平成20年 10月1日

れんげ堂薬局丹 原店	有限会社 れんげ堂	西条市丹原町願連寺276 - 1	平成20年 12月1日
---------------	--------------	---------------------	----------------

○愛媛県告示第2号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成21年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
マッサージ和み	有限会社 テクニカルライ ズ	今治市東村二丁目6番地 54	平成20年 12月1日
彩愛整骨院	窪 田 雄 二	上浮穴郡久万高原町久万 560番地1	平成20年 12月4日

○愛媛県告示第3号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。

平成21年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称		開設者の氏名 又は名称	所在地	変 更 年 月 日
旧	新			
井上産婦人科医院	いのうえ産婦人科	井 上 琢 磨	今治市南大門町1-5-2	平成18年9月22日

○愛媛県告示第4号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により指定した施術機関が、名称を次のように変更した。

平成21年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

施術機関の名称		開設者の氏名 又は名称	所在地	変 更 年 月 日
旧	新			
レイス治療院	あい・あすか治療院	田 窪 哲 郎	今治市常盤町七丁目5番37号	平成20年11月1日

○愛媛県告示第5号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成21年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年月日
菅医院分院	医療法人 菅 医 院	今治市上浦町瀬戸3番地	平成20年 7月31日

今 村 医 院	医療法人 今 村 医 院	新居浜市七宝台町甲2375 - 120	平成20年 8月1日
林 内 科 医 院	林 信 廣	新居浜市一宮町13の52	平成20年 9月27日
駅 前 医 院	医療法人 駅 前 医 院	新居浜市坂井町一丁目7 番4号	平成20年 10月1日
武村外科胃腸科	医療法人志尚会 武村外科胃腸科 医院	四国中央市三島宮川二丁 目4-2	平成20年 10月1日
たにもと薬局	有限会社 ケンシンファーマシー	大洲市徳森1990番地1	平成20年 10月31日

○愛媛県告示第6号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように廃止した旨の届出があった。

平成21年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社コミュニティーハウス	松山市北条588番地3	訪問看護ステーションのどか	伊予郡松前町大字北黒田173番地1	平成19年4月30日

○愛媛県告示第7号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により指定した施術機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成21年1月9日

愛媛県知事 加戸守行

施術機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	廃止年月日
彩愛整骨院	勝賀瀬三世	上浮穴郡久万高原町久万560-1	平成20年7月19日

○愛媛県告示第8号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成21年1月9日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
きくぞのケアパーク株式会社	宇和島市和霊元町四丁目1番12号	スパークタイムきくぞの	宇和島市和霊元町四丁目1番12号	平成20年12月1日

○愛媛県告示第9号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成21年1月9日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
きくぞのケアパーク株式会社	宇和島市和霊元町四丁目1番12号	スパークタイムきくぞの	宇和島市和霊元町四丁目1番12号	平成20年12月1日
株式会社東雲精工	新居浜市東雲町二丁目6番65号	訪問看護ステーションしののめ	新居浜市東雲町二丁目6番65号	平成20年8月1日

○愛媛県告示第10号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の名称及び居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成21年1月9日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
（変更後） きくぞのケアパーク株式会社	宇和島市和霊元町四丁目1番12号	（変更後） きくぞのケアパーク訪問介護事業所	宇和島市和霊元町四丁目1番12号	平成20年10月10日
（変更前） 有限会社ホームケア・アベ		（変更前） ホームケア・アベ訪問介護事業所		
（変更後） きくぞのケアパーク株式会社	宇和島市和霊元町四丁目1番12号	（変更後） きくぞのケアパーク福祉用具貸与事業所	宇和島市和霊元町四丁目1番12号	平成20年10月10日
（変更前） 有限会社ホームケア・アベ		（変更前） ホームケア・アベ福祉用具貸与事業所		

○愛媛県告示第11号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称及び特定福祉用具販売事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成21年 1 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
（変更後） きくそのケアパーク株式会社	宇和島市和霊元町四丁目 1 番 12号	（変更後） きくそのケアパーク福祉用具貸与事業所	宇和島市和霊元町四丁目 1 番 12号	平成20年10月10日
（変更前） 有限会社ホームケア・アベ		（変更前） ホームケア・アベ福祉用具貸与事業所		

○愛媛県告示第12号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の名称及び居宅介護支援事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成21年 1 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
（変更後） きくそのケアパーク株式会社	宇和島市和霊元町四丁目 1 番 12号	（変更後） きくそのケアパーク居宅介護支援事業所	宇和島市和霊元町四丁目 1 番 12号	平成20年10月10日
（変更前） 有限会社ホームケア・アベ		（変更前） 有限会社ホームケア・アベ		

○愛媛県告示第13号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の名称及び介護予防事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成21年 1 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
（変更後） きくそのケアパーク株式会社	宇和島市和霊元町四丁目 1 番 12号	（変更後） きくそのケアパーク訪問介護事業所	宇和島市和霊元町四丁目 1 番 12号	平成20年10月10日
（変更前） 有限会社ホームケア・アベ		（変更前） ホームケア・アベ訪問介護事業所		
（変更後） きくそのケアパーク株式会社	宇和島市和霊元町四丁目 1 番 12号	（変更後） きくそのケアパーク福祉用具貸与事業所	宇和島市和霊元町四丁目 1 番 12号	平成20年10月10日
（変更前） 有限会社ホームケア・アベ		（変更前） ホームケア・アベ福祉用具貸与事業所		

○愛媛県告示第14号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称及び特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成21年 1 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
（変更後） きくそのケアパーク株式会社	宇和島市和霊元町四丁目 1 番 12号	（変更後） きくそのケアパーク福祉用具貸与事業所	宇和島市和霊元町四丁目 1 番 12号	平成20年10月10日
（変更前） 有限会社ホームケア・アベ		（変更前） ホームケア・アベ福祉用具貸与事業所		

○愛媛県告示第15号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称及び所在地が次のように変更された。

平成21年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人愛隣園	松山市神田町3番19号	（変更後） デイサービスガリラヤ荘	（変更後） 東温市南方1766番地1	平成20年11月1日
		（変更前） デイサービスセンターガリラヤ荘	（変更前） 東温市松瀬川乙1020番地	

○愛媛県告示第16号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の名称及び所在地が次のように変更された。

平成21年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人愛隣園	松山市神田町3番19号	（変更後） デイサービスガリラヤ荘	（変更後） 東温市南方1766番地1	平成20年11月1日
		（変更前） デイサービスセンターガリラヤ荘	（変更前） 東温市松瀬川乙1020番地	

○愛媛県告示第17号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成21年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社シンシア	四国中央市金生町山田井4番地1	訪問介護事業所シンシア	（変更後） 四国中央市金生町山田井乙17番地の1 ヴィラ・グリーンヒルズⅡ 1階	平成20年11月10日
			（変更前） 四国中央市川之江町3217番地の1 向陽ハイツ1階B号	

○愛媛県告示第18号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成21年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人愛隣園	松山市神田町3番19号	在宅介護支援センターガリラヤ荘	（変更後） 東温市南方1766番地1	平成20年11月1日
			（変更前） 東温市松瀬川乙1020番地	

有限会社シンシア	四国中央市金生町山田井 4 番地 ¹	居宅介護支援事業所シンシア	(変更後) 四国中央市金生町山田井乙17番地の1 ヴィラ・グリーンヒルズⅡ 1階	平成20年11月10日
			(変更前) 四国中央市川之江町3217番地の1 向陽ハイツ 1階B号	

○愛媛県告示第19号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成21年 1 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人ふたば会	新居浜市船木959番地 - 3	指定訪問入浴介護事業所ふたば荘	新居浜市船木959番地 - 3	平成19年 9 月30日
有限会社さかい	西宇和郡伊方町高浦1059番地 ¹	福祉用具工房さかい	西宇和郡伊方町高浦1059番地 ¹	平成20年 8 月31日

○愛媛県告示第20号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（特定福祉用具販売事業者）から、特定福祉用具販売事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成21年 1 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る特定福祉用具販売事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社さかい	西宇和郡伊方町高浦1059番地 ¹	福祉用具工房さかい	西宇和郡伊方町高浦1059番地 ¹	平成20年 8 月31日

○愛媛県告示第21号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成21年 1 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
医療法人慶尚会	四国中央市土居町蕪崎253番地の1	居宅介護支援事業所けいこう	四国中央市土居町蕪崎253番地の1	平成20年 7 月31日

○愛媛県告示第22号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成21年 1 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人ふたば会	新居浜市船木959番地 - 3	指定訪問入浴介護事業所ふたば荘	新居浜市船木959番地 - 3	平成19年 9 月30日

有限会社さかい	西宇和郡伊方町高浦1059番地 1	福祉用具工房さかい	西宇和郡伊方町高浦1059番地 1	平成20年 8月31日
---------	----------------------	-----------	----------------------	-------------

○愛媛県告示第23号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）から、特定介護予防福祉用具販売事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成21年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社さかい	西宇和郡伊方町高浦1059番地 1	福祉用具工房さかい	西宇和郡伊方町高浦1059番地 1	平成20年 8月31日

○愛媛県告示第24号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成21年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870107137	有限会社ブラボー	愛媛県松山市高岡町125番地1	特定福祉用具販売	有限会社ブラボー	愛媛県松山市空港通二丁目11番地1号	平成20年11月1日
3870107145	有限会社ブラボー	愛媛県松山市高岡町125番地1	福祉用具貸与	有限会社ブラボー	愛媛県松山市空港通二丁目11番地1号	平成20年11月1日
3871500074	社会福祉法人愛隣園	愛媛県松山市神田町3番19号	短期入所生活介護	ショートステイガリラヤ荘	愛媛県東温市南方1766番地1	平成20年11月1日
3873200988	株式会社廣昭	愛媛県越智郡上島町弓削下弓削123番地7	福祉用具貸与	株式会社廣昭	愛媛県越智郡上島町弓削下弓削123番地7	平成20年11月1日
3873200988	株式会社廣昭	愛媛県越智郡上島町弓削下弓削123番地7	特定福祉用具販売	株式会社廣昭	愛媛県越智郡上島町弓削下弓削123番地7	平成20年11月1日
3870107152	株式会社えひめメディコープ	愛媛県松山市中村三丁目1番1号	特定施設入居者生活介護	介護付き有料老人ホームあつたか拓南	愛媛県松山市中村三丁目1番2号	平成20年11月10日
3870107160	株式会社えひめメディコープ	愛媛県松山市中村三丁目1番1号	通所介護	デイサービスあつたか拓南	愛媛県松山市中村三丁目1番2号	平成20年11月10日

○愛媛県告示第25号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成21年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870107137	有限会社ブラボー	愛媛県松山市高岡町125番地1	特定介護予防福祉用具販売	有限会社ブラボー	愛媛県松山市空港通二丁目11番地1号	平成20年11月1日
3870107145	有限会社ブラボー	愛媛県松山市高岡町125番地1	介護予防福祉用具貸与	有限会社ブラボー	愛媛県松山市空港通二丁目11番地1号	平成20年11月1日
3871500074	社会福祉法人愛隣園	愛媛県松山市神田町3番19号	介護予防短期入所生活介護	ショートステイガリラヤ荘	愛媛県東温市南方1766番地1	平成20年11月1日
3873200988	株式会社廣昭	愛媛県越智郡上島町弓削下弓削123番地7	介護予防福祉用具貸与	株式会社廣昭	愛媛県越智郡上島町弓削下弓削123番地7	平成20年11月1日
3873200988	株式会社廣昭	愛媛県越智郡上島町弓削下弓削123番地7	特定介護予防福祉用具販売	株式会社廣昭	愛媛県越智郡上島町弓削下弓削123番地7	平成20年11月1日

3870107152	株式会社えひめメディコ ープ	愛媛県松山市中村三丁目 1番1号	介護予防特定施設 入居者生活介護	介護付き有料老人ホーム あったか拓南	愛媛県松山市中村三丁目 1番2号	平成20年11月10日
3870107160	株式会社えひめメディコ ープ	愛媛県松山市中村三丁目 1番1号	介護予防通所介護	デイサービスあったか拓 南	愛媛県松山市中村三丁目 1番2号	平成20年11月10日

○愛媛県告示第26号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定した。

平成21年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定介護老人福祉 施設の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所の所在地 又は住所	サービスの種類	指定介護老人福祉施設		指定年月日
				名 称	所 在 地	
3871500082	社会福祉法人愛隣園	愛媛県松山市神田町3番 19号	介護老人福祉施設	ガリラヤ荘	愛媛県東温市南方1766番 地1	平成20年11月1日

○愛媛県告示第27号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成21年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定居宅サー ビス事業者の開設 者の名称又は氏名	開設者の主たる 事務所の所在地 又は住所	サービスの 種類	指定居宅サー ビス事業所			届 出 年月日
				名 称	所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	
3870100637	有限会社ケアサービス松 山	愛媛県松山市大街道三丁 目8-12本田ビル1階	訪問介護	有限会社ケアサービス 松山	愛媛県松山市一番町 一丁目14-1	愛媛県松山市大街道 三丁目8-12本田ビ ル1階	平成20年 10月5日
3870101015	有限会社託老所あんき	愛媛県松山市西垣生町17 04番地2	訪問介護	託老所「あんき」訪問 介護事業所	愛媛県松山市西垣生 町1497	愛媛県松山市西垣生 町1704番地2	平成20年 11月1日
3871300210	有限会社シンシア	愛媛県四国中央市金生町 山田井4番地1	訪問介護	訪問介護事業所シンシ ア	愛媛県四国中央市川 之江町3217-1向陽 ハイツ1階B号	愛媛県四国中央市金 生町山田井乙17番地 1ウイラグリーンビ ルスII1F	平成20年 11月10日

○愛媛県告示第28号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成21年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定居宅サー ビス事業者の開設 者の名称又は氏名	開設者の主たる 事務所の所在地 又は住所	サービスの 種類	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所				届 出 年月日
				変 更 前		変 更 後		
				名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
3873300127	社会福祉法人愛隣園	愛媛県松山市神田町 3-19	通所介護	デイサービスセン ターガリラヤ荘	愛媛県東温市松瀬 川乙1020番地	デイサービスガリ ラヤ荘	愛媛県東温市南方 1766番地1	平成20年 11月1日

○愛媛県告示第29号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成21年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定居宅介護支 援事業者の開設 者の名称又は氏名	開設者の主たる 事務所の所在地 又は住所	サービスの 種類	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所			届 出 年月日
				名 称	所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	
3870100397	有限会社託老所あんき	愛媛県松山市西垣生町17 04番地2	居宅介護 支援	託老所「あんき」指定 居宅介護支援事業所	愛媛県松山市西垣生 町1497	愛媛県松山市西垣生 町1704番地2	平成20年 11月1日
3873300044	社会福祉法人愛隣園	愛媛県松山市神田町3- 19	居宅介護 支援	在宅介護支援センタ ーガリラヤ荘	愛媛県東温市松瀬川 1020	愛媛県東温市南方17 66番地1	平成20年 11月1日

3871300202	有限会社シンシア	愛媛県四国中央市金生町山田井4番地1	居宅介護支援	居宅介護支援事業所シンシア	愛媛県四国中央市川之江町3217-1向陽ハイツ1階B号	愛媛県四国中央市金生町山田井乙17番地1ウイラグリーンビルズⅡ1F	平成20年11月10日
------------	----------	--------------------	--------	---------------	-----------------------------	-----------------------------------	-------------

○愛媛県告示第30号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成21年 1月 9日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所				届出年月日
				名称	所在地		変更後	
					変更前	変更後		
3870100637	有限会社ケアサービス松山	愛媛県松山市大街道三丁目8-12本田ビル1階	介護予防訪問介護	有限会社ケアサービス松山	愛媛県松山市一番町一丁目14-1	愛媛県松山市大街道三丁目8-12本田ビル1階	平成20年10月5日	
3870101015	有限会社託老所あんき	愛媛県松山市西垣生町1704番地2	介護予防訪問介護	託老所「あんき」訪問介護事業所	愛媛県松山市西垣生町1497	愛媛県松山市西垣生町1704番地2	平成20年11月1日	
3871300210	有限会社シンシア	愛媛県四国中央市金生町山田井4番地1	介護予防訪問介護	訪問介護事業所シンシア	愛媛県四国中央市川之江町3217-1向陽ハイツ1階B号	愛媛県四国中央市金生町山田井乙17番地1ウイラグリーンビルズⅡ1F	平成20年11月10日	

○愛媛県告示第31号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成21年 1月 9日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所				届出年月日
				変更前		変更後		
				名称	所在地	名称	所在地	
3873300127	社会福祉法人愛隣園	愛媛県松山市神田町3-19	介護予防通所介護	デイサービスセンターガリラヤ荘	愛媛県東温市松瀬川乙1020番地	デイサービスガリラヤ荘	愛媛県東温市南方1766番地1	平成20年11月1日

○愛媛県告示第32号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成21年 1月 9日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3870101940	株式会社ケアジャパン	愛媛県松山市中央一丁目17番35号	福祉用具貸与	福祉用具貸与事業所ハッピー愛媛	愛媛県松山市中央一丁目17番35号	平成20年10月31日
3870101940	株式会社ケアジャパン	愛媛県松山市中央一丁目17番35号	特定福祉用具販売	福祉用具貸与事業所ハッピー愛媛	愛媛県松山市中央一丁目17番35号	平成20年10月31日
3873300176	社会福祉法人愛隣園	愛媛県松山市神田町3-19	短期入所生活介護	指定短期入所生活介護特別養護老人ホームガリラヤ荘	愛媛県東温市松瀬川1020	平成20年10月31日
3860190127	医療法人社団西仁会	愛媛県松山市中一万町5番地10	訪問看護	うらや訪問看護ステーション	愛媛県松山市中一万町3-22	平成20年11月1日

○愛媛県告示第33号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成21年 1月 9日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は所在地	サービスの種類	廃止に係る指定介護予防サービス事業所		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3870101940	株式会社ケアジャパン	愛媛県松山市中央一丁目17番35号	介護予防福祉用具貸与	福祉用具貸与事業所ハッピー愛媛	愛媛県松山市中央一丁目17番35号	平成20年10月31日
3870101940	株式会社ケアジャパン	愛媛県松山市中央一丁目17番35号	特定介護予防福祉用具販売	福祉用具貸与事業所ハッピー愛媛	愛媛県松山市中央一丁目17番35号	平成20年10月31日
3873300176	社会福祉法人愛隣園	愛媛県松山市神田町3-19	介護予防短期入所生活介護	指定短期入所生活介護特別養護老人ホームガリラヤ荘	愛媛県東温市松瀬川1020	平成20年10月31日
3860190127	医療法人社団西仁会	愛媛県松山市中一万町5番地10	介護予防訪問看護	うらや訪問看護ステーション	愛媛県松山市中一万町3-22	平成20年11月1日

○愛媛県告示第34号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定の辞退があった。

平成21年 1月 9日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護老人福祉施設の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は所在地	サービスの種類	辞退に係る指定介護老人福祉施設		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3873300234	社会福祉法人愛隣園	愛媛県松山市神田町3-19	介護老人福祉施設	ガリラヤ荘	愛媛県東温市松瀬川1020	平成20年10月31日

○愛媛県告示第35号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成20年11月20日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成21年 1月 9日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率） 第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。				（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率） 第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。			
農業近代化資金の種類	利子補給率			農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合		法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年6厘	1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年5厘5毛

(農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。)				(農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。)			
2～5 省略				2～5 省略			
6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金(法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。)		年1分2厘5毛	年6厘	6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金(法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。)		年1分2厘5毛	年5厘5毛
7 省略				7 省略			

○愛媛県告示第36号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、八幡浜市真綱代、向灘、川之内、郷、五反田、保内町川之石、宮内、喜木、須川、西予市三瓶町周木、長早、津布理、蔵貫浦及び蔵貫地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年1月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業(農業用道路整備事業・佐田岬半島東地区)変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成21年1月13日から2月9日まで
- 縦覧場所
八幡浜市役所及び西予市役所三瓶総合支所

○愛媛県告示第37号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、八幡浜市保内町宮内、須川、西予市三瓶町周木、二及、垣生、蔵貫浦及び蔵貫地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年1月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業(農業用排水施設整備事業・佐田岬半島東地区)変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成21年1月13日から2月9日まで
- 縦覧場所
八幡浜市役所及び西予市役所三瓶総合支所

○愛媛県告示第38号

漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定に基づき、平成21年1月1日次のように定置漁業を免許した。

平成21年1月9日

愛媛県知事 加戸守行

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
定第1号	西宇和郡伊方町二見甲1235番地1 櫻尾象志	平成20年7月25日付け愛媛県告示第1111号のとおり	平成21年1月1日から平成25年12月31日まで

定第2号	南宇和郡愛南町内泊244番地 吉田 邦仁	〃	〃
------	-------------------------	---	---

○愛媛県告示第39号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により、愛媛県において実施中の基幹道路の改築工事を次のとおり完了する。

平成21年 1月 9日

愛媛県知事 加戸 守 行

道路の管理者	道路の種類	路線名	工事区間	工事の種類	工事の完了の日
大洲市	市道	河辺御祓線	大洲市河辺町山鳥坂1182番1から 同町山鳥坂767番まで	改築	平成20年11月13日

○愛媛県告示第40号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県今治保健所及び今治市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成21年 1月 9日

愛媛県今治保健所長 上 田 昭

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋五丁目11番3号
代表取締役 家守 伸正

2 事業場の名称及び所在地

住友金属鉱山株式会社四阪工場
今治市宮窪町四阪島135番地

3 特定施設に関する事項

No.2 湿式集じん機

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第62号へ 湿式集じん施設	
特定施設の能力	1分間当たり1,000ノルマル立方メートル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後約2ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1.0～3.0 最大 0.5～3.0
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 120 最大 160

浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 300 最大 500
窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 100 最大 200
りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 5
ダイオキシン類含有量（単位1リットルにつきピコグラムTEQ）	通常 5,000 最大 5,000
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 70 最大 100

4 汚水等の処理施設に関する事項

スミシクナー

設置年月日	昭和52年 6月24日
処理施設の種類	物理処理
処理施設の型式	凝集沈殿方式
処理施設の構造	SS及びFRPライニング製
処理施設の主要寸法	直径5.5メートル、高さ4.5メートル
処理施設の能力	1日当たり6,340立方メートル処理
汚水等の処理の方式	凝集沈殿
処理施設の使用時間間隔	連続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	和 田 治 樹	東温市樋口547番地
"	伊 藤 宏太郎	西条市大町244番地 4
"	塩 崎 和 男	松山市恵原町甲658番地 3
"	茅 原 安 夫	西条市小松町安井甲488番地 1
"	渡 部 桂	西条市丹原町池田1500番地 4
"	越 智 勝 茂	西条市国安744番地
"	松 田 清太郎	伊予郡松前町大字東古泉349番地
"	松 岡 武 司	松山市余戸南六丁目 4 番21号
"	高須賀 功	東温市志津川630番地
"	三 好 通 昭	松山市来住町228番地
"	濱 本 義 一	伊予市森236番地
監 事	池 田 清 美	松山市東方町甲1713番地
"	黒 河 竹 志	西条市丹原町徳能434番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	加 戸 守 行	松山市御宝町119番地 1
"	和 田 治 樹	東温市樋口547番地
"	伊 藤 宏太郎	西条市大町244番地 4
"	塩 崎 和 男	松山市恵原町甲658番地 3
"	高 橋 貞 雄	西条市氷見乙1480番地
"	茅 原 安 夫	西条市小松町安井甲488番地 1
"	渡 部 桂	西条市丹原町池田1500番地 4
"	高 橋 政 秀	伊予市下三谷1533番地
"	廣 本 在 久	松山市東野二丁目11番37号
"	高須賀 敦 當	東温市南方1319番地
"	松 田 清太郎	伊予郡松前町大字東古泉349番地
"	三 好 通 昭	松山市来住町228番地
監 事	松 岡 武 司	松山市余戸南六丁目 4 番21号
"	廣 田 延 男	西条市石田879番地 1

○愛媛県告示第42号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年 1月 9日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

- 指定年月日及び番号
平成20年12月12日 20南八土第道 - 3号
- 道路の位置
八幡浜市保内町喜木 1 番耕地 378 番 1
幅員 4.70メートル
延長 23.41メートル
- 申請人の住所及び氏名
松山市姫原三丁目 9 番10号
オオイコーポレーション株式会社
代表取締役 大井 玄
- 図面省略

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1.0～3.0 最大 0.5～3.0	通常 1.0～3.0 最大 0.5～3.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 120 最大 160	通常 20 最大 30
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 300 最大 500	通常 100 最大 200
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 300	通常 20 最大 30
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 5	通常 5 最大 5
	ダイオキシン類含有量（単位 1リットルにつきピコグラムTEQ）	通常 10,000 最大 10,000	通常 300 最大 500
	汚水等の 1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 4,440 最大 5,200	通常 4,080 最大 4,840

備考 処理水は工程水として再利用し、残さは製造工程へ送る。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の 1日当たりの量
四阪 1号排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常	最大
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5.5 最大 6.9	5.0～9.0 5.0～9.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 15 最大 30	
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 6.3 最大 14.3	
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.4 最大 1.3	
	ダイオキシン類含有量（単位 1リットルにつきピコグラムTEQ）	通常 1.0 最大 7.8	
	汚水等の 1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 20,627 最大 30,462	

○愛媛県告示第41号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、道前道後土地改良区連合から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 1月 9日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年 1 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地の売払い
- (2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積
松山市馬木町2374番	宅 地	176.67㎡

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当しない者であること。
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者
- (2) 入札参加申込書の提出
この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。
ア 提出期間
平成20年 1 月 9 日（金）から 2 月 5 日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時30分から午後 5 時30分までをいう。）
イ 提出場所
愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電話 （089）912 2558
- ウ 提出方法
持参又は郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。）により提出すること。電送による提出は、認めない。
- エ 郵便等による提出の取扱い
郵便等による提出の場合は、平成20年 2 月 5 日（木）午後 5 時30分までに、イに掲げる場所に必着のこと。
- (3) 契約条項を示す場所等
ア 契約条項を示す場所、入札心得書、入札参加申込書の交付場所及び問い合わせ先
(2)イに掲げる場所
イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法
(2)イに掲げる場所で交付する。
ウ 現地説明の日時及び場所

- (ア) 日時
平成21年 1 月23日（金）午前10時
- (イ) 場所
売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時
平成21年 2 月23日（月）午前10時
- (2) 入札及び開札の場所
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
愛媛県庁第一別館11階会議室
- (3) 入札書の提出方法
持参により提出すること。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札に際しては、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。
イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 の契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札の無効
2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 売り払う土地の用途制限
ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。
イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。
- ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。
- (7) その他
詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年 1 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地（建付地）の売払い
- (2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

土 地			建 物		
所 在 地	地 目	地 積	種 類	構 造	床 面 積
松山市衣山五丁目768番 9	宅 地	340 46㎡	居 宅 外	コンクリートブロック 造陸屋根 2 階建外	144 21㎡

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成20年 1 月 9 日（金）から 2 月 5 日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時30分から午後 5 時30分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電話 （089）912 2558

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵便等による提出の取扱い

郵便等による提出の場合は、平成20年 2 月 5 日（木）午後 5 時30分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書、入札参加申込書の交付場所及び問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成21年 1 月23日（金）午後 2 時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成21年 2 月23日（月）午後 2 時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
愛媛県庁第一別館11階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年 1 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

旧愛媛県中央児童相談所に設置されているポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬業務の委託

(2) 委託業務名及び数量

旧愛媛県中央児童相談所 P C B 廃棄物収集運搬業務 1 式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託期間

契約日から平成21年 3 月16日まで

(5) 委託業務の履行場所

旧愛媛県中央児童相談所外

愛媛県松山市御幸二丁目 3 番45号外

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る

一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137 号）第14条の 4 第 1 項の許可を受けている者であること。

(3) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

3 入札及び開札の日時等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課児童・婦人施設係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 (089)912 2414

(2) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

平成21年 1 月27日（火）午後 2 時

愛媛県庁本庁舎 本館 2 階 総務部会議室（入札室）

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 137 条第 2 号の規定を適用し、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札当日に2の(2)を証明できる書類を入札書の提出に先立って提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

監 査 公 表

○公表第1号

平成20年11月3日付けで、今村茂久から提出された愛媛県知事に関する措置請求について、次のとおり決定した。

平成21年 1 月 9 日

愛媛県監査委員	壺 内 紘 光
同	白 石 友 一
同	田 中 多 佳 子
同	明 比 昭 治
決 定 書	

請求人 松山市 今村 茂久

平成20年11月3日付けで上記請求人から提出された愛媛県知事に関する措置請求について、次のとおり決定する。

主 文

請求人の請求を棄却する。

第1 請求の要旨

請求人の愛媛県職員措置請求書の内容及び意見陳述の内容を総合すると、請求の要旨は、次のとおりである。

- 知事は、愛媛県松山地方局長（以下「松山地方局長」という。）が平成19年12月21日に社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「県公嘱協会」という。）に支出した来街改第5号測の10 来住余戸線地方道路交付金工事に係る登記業務委託料473,136円のうち、164,105円については不当な支出であるから、愛媛県に返還する措置を講じるよう請求する。
- 松山地方局長は、平成19年9月10日付けで県公嘱協会に来住余戸線地方道路交付金工事として、来街改第5号測の10登記委託業務（以下「本件業務」という。）を、委託料938,386円に委託し、平成19年11月29日付けで委託料を473,136円に変更して、土地家屋調査士甲（以下「本件代理人」という。）が復代理人になり実施、平成19年11月30日付けで業務完了届出書の提出を受け、同日付けで業務確認調査を作成し、平成19年12月21日に県公嘱協会理事長に委託料473,136円を支払っている。

3 平成19年11月30日付けで県公嘱協会理事長が、松山地方局長に提出している業務完了届出書で、本件代理人が作成した報告書によれば、平成19年10月17日と18日に行われたA番とB番の境界確認において、起業地であるA番の所有者乙、B番の所有者丙と、隣接地C番及びD番の登記名義人丁の父である戊が、境界確認の資料とするため、現状を測量することについて承諾したとか、各人が所有地の筆界を確認したとか記載したり、D番の山林がA番の雑種地内に、C番の原野がB番の田の中に存在する図面を作成したりしているが、戊はもとより、乙も丙も境界立会はしたが、堤状の土地が松山市有地であると認められておらず、筆界確認もしてなく、ましてや戊の所有地が自己の所有地内に存在することは認めてはいない。

また、松山市長が、知事の申請代理人の本件代理人から補正書類が提出されていないため、松山市管財課員も松山地方局用地課員も境界確認を証する文書を作成していないままに、境界確認申請書が返戻されているから、境界確認は行ったが成果はなかったことになる。

以上の事実から、業務完了届出書に添付されている報告書と図面は事実と反する虚偽文書である。

4 さらに、業務完了届出書に本件代理人が添付し提出している地図に準ずる図面に、新設地番のE番が付されている土地で、国が一部を買収した残地のF番の土地に道と記載されていたので、納得がいかぬ戊が松山地方務局を訪問し、改めて地図に準ずる図面の交付を受けたところ、道と記載されてなかった。

本件代理人は、松山地方務局が交付の公図（地図に準ずる図面）さえ改ざんし、虚偽文書を作成しているのである。

5 このような者が作成した報告書と図面は、次のとおり不備なのに、これらを添付した業務完了届出書を適正と認めて業務確認調査を作成し、松山地方局長が委託料473,136円を支出しているのは、極めて不当である。

(1) 「資料調査の地図類の17件」は、「登記業務を(社)愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託する場合の報酬額に関する運用基準」（以下「運用基準」という。）によれば、成果品に添付された地図類に、適用した筆の地番に印を付されたものにより検証することになっており、地図類は法務局備え付けの図面、旧公図等となっているが、成果品に添付されている地図に準ずる図面は、法務局備え付けの図面ではないうえ、適用した筆の地番に印が付されてないから、積算対象の17筆全筆の検証ができないので、委託料12,070円は全額が不当な支出である。

(2) 「資料調査の疎明書面の3件」は、運用基準によれば、境界立会した土地所有者3名の権利に関する承諾書等のAからEで、成果品に添付されている収集書面（写）により検証することになっているが、3名から収集した権利に関する承諾書等のAからEの収集書面は添付されてなく、貸与図書受領書も添付されてないので、積算額9,900円は全額が不当な支出である。

(3) 「現地調査の事前調査の1件」は、運用基準によれば、土地の物理的状況及び利用状況、地形、基準点の調査や境界紛争の有無等を境界立会に先立ち調査するもので、起業地10筆当たりを1件として計上し、検証は成果品に添付された事前調査報告書によることになっているが、この事前調査を検証する事前調査報告書が成果品に添付されていないから、積算

額26,410円は全額が不当な支出である。

(4) 「現地調査の立会の民有地境界立会の4点」は、運用基準によれば、境界立会で相隣者間の合意が得られた場合に成果品に添付された立会者の署名の確認書により検証することになっているが、民有地境界立会者3名は署名してなく、成果品に確認書が添付されていないから、積算額20,706円は全額が不当な支出である。

(5) 「測量業務の面積測量の4,000㎡以下」は、成果品に添付された求積図であるが、民有地境界立会者3名は境界確認の署名をしてなく、確認書も成果品に添付されてなく、戊はもちろんのこと、乙も丙もこのような図面の存在自体を認めないとしている。

「測量業務の面積測量」は、運用基準によれば、成果品に添付された求積図により検証することになっており、民有地所有者3名の境界確認を得ないで本件代理人が作成した検討丈量図は、求積図ではなく概測図であるから、単価は2分の1であり、積算額のうち、77,265円は不当な支出である。

(6) 「その他の丈量図(帯図)の作成」は、起業地隣接地との境界未定のため仮丈量図と記載されているのに積算額19,880円を満額支払っているのは不当である。

検証の方法についての定めはないが、測量業務の面積測量の概測図に相当するので、単価の2分の1の9,940円は不当な支出である。

6 よって、松山地方局長が県公嘱協会理事長に支出した登記業務委託料473,136円のうち、資料調査の地図類での不当な支出額12,070円、疎明書面の9,900円、事前調査の26,410円、民有地境界立会の20,706円、測量業務の面積測量の77,265円、その他の丈量図(帯図)作成の9,940円の計156,291円に消費税5%相当額7,814円を加えた164,105円は、不当な支出であるから、知事が、愛媛県に返還する措置を講じるよう請求する。

第2 監査の実施

本件請求は、平成20年11月4日に受付し、要件審査の結果、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条の規定に定める要件を具備していると認め、同月13日これを受理し、次のとおり監査を実施した。

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成20年11月26日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

2 監査実施日

平成20年11月27日予備監査、同年12月5日委員監査を実施するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、関係資料、証拠書類等の確認を行った。

3 監査対象機関

愛媛県中予地方局建設部(平成20年4月1日の組織改正以前は、愛媛県松山地方局建設部。以下「中予局建設部」という。)及び愛媛県土木部管理局用地課(以下「土木部用地課」という。)を対象に監査した。

第3 監査の結果

1 事実

中予局建設部及び土木部用地課を監査した結果、次の事実が認められた。

(1) 登記事務委託契約のあらまし

愛媛県が県公嘱協会に登記業務を委託する場合には、平成

4年3月12日付け用第288号土木部長通知により、各地方局長と県公嘱協会理事長が単価契約を締結することとされており、本件に関しては、松山地方局長と県公嘱協会理事長が同年3月25日に単価契約を締結した登記事務委託契約書(平成19年11月1日最終変更契約)に基づき実施されている。

ア 登記業務委託料の積算方法

登記業務委託料は、各地方局長と県公嘱協会理事長が締結した登記事務委託契約書で定められた単価に基づき、運用基準に従って積算することとされている。

なお、当該基準は、内容について一部不明確な点があったことから、平成16年3月31日に全面改正を行い、項目ごとに[適用]、[計上]、[検証]に区分の上、[検証]において、必要となる成果品及び業務の検証方法を明示したほか、平成19年3月9日にも所要の改正を行っている。

イ 一般的な登記業務委託の手順

一般的な登記業務委託の手順は、おおむね次のとおりである。

- ① 地方局が委託業務の概要を「登記業務内容見積依頼書」により通知し、業務内容の見積りを依頼
- ② 県公嘱協会が「登記業務内容見積書」を提出
- ③ 地方局が「登記業務発注書」により業務を発注
- ④ 県公嘱協会が「復代理人選任通知書」を提出
- ⑤ 県公嘱協会(又は回復代理人)が業務に着手
- ⑥ 県公嘱協会が「業務完了届出書」及び成果品を提出
- ⑦ 地方局が成果品を検収し、「業務確認調査」を作成
- ⑧ 県公嘱協会が登記業務委託料に係る請求書を提出
- ⑨ 地方局が登記業務委託料を支払

ウ 検査の方法

検査は、運用基準に示された[検証]の方法に基づき、成果品の種別及び数量を確認するほか、必要に応じて復代理人からの聞き取り確認や追加書類の提出を求めるなどにより行い、「業務確認調査」を作成している。

(2) 本件業務の発注状況

ア 発注理由

中予局建設部は、本件業務の発注理由として、松山外環状道路改築工事の起業地について、地図訂正等が必要になることが考えられるため、法務局との事前の協議に必要な用地測量図等を作成し、ひいては、将来起業地を県が取得した場合に登記を行うためと説明している。

イ 発注手順

(ア) 愛媛県松山地方局建設部用地課主任(以下「主任」という。)は、平成19年9月6日、愛媛県松山地方局建設部用地課長の決裁を得て、業務名(来住余戸線 地方道路交付金工事)、業務内容(境界確認等)等を示した「登記業務依頼書」に、「位置図」及び依頼筆数5筆分の「土地登記事項証明書」(全部事項証明書)を付して、本件業務に係る見積りを県公嘱協会へ依頼している。

(イ) 県公嘱協会は、平成19年9月10日、業務の内容を見積りした「登記業務内容見積書」を愛媛県松山地方局建設部用地課(以下「松局用地課」という。)に提出し、主任は、愛媛県松山地方局建設部長(以下「松局建設部長」という。)の決裁を得て、同日付けで、「登記業務発注書」により、履行期限、委託内容を記載し、本件業務を

県公嘱協会へ発注している。

なお、登記事務委託契約書の登記業務共通仕様書第1条に基づく特記仕様書（登記業務共通仕様書により難しい場合、又はこれに定めない事項について定めるもの）は、作成されていない。

ウ 復代理人の選任状況

登記事務委託業務においては、県公嘱協会が復代理人を選任することとされており、本件業務について県公嘱協会は、平成19年9月10日、本件代理人を復代理人とする「復代理人選任通知書」を松局用地課に提出し、業務に着手している。

エ 発注内容

松山地方局長が県公嘱協会に発注した業務の内容は、

- ①土地の分筆（測量図2筆、分筆地形図・地役権図面2筆）、土地の添付書面（現地調査書2通）
- ②資料調査（公簿類12筆、地図類12筆、疎明書面2件）
- ③地図訂正（地図訂正図面2筆、地図訂正のための現地調査2筆、官公庁調査1件、民間調査1件）
- ④現地調査の事前調査1件、現地調査の筆界確認（画地調整2区画、画地調整加算2区画）、現地調査の立会（民有地境界立会の立会・確認5点、公共用地境界立会のCランク6点）
- ⑤測量業務の面積測量（地積3,000㎡以下1件）、測量業務の境界標設置（境界標埋設15点、引照点測量3点）
- ⑥材料の境界標（調査士会標（アルミプレート）8枚、プラスチック杭2本）となっており、これらの委託料は、①32,300円、②23,640円、③83,160円、④442,850円、⑤307,370円に消費税及び地方消費税44,466円、⑥4,600円を加算した合計938,386円となっている。

なお、本件業務において求める成果品の記載はなされていない。

オ 変更発注に至る経緯

県公嘱協会から、境界確認について関係者の合意を得られない部分があることから、業務の一部が遂行できなくなったとして、平成19年11月29日、「登記業務内容見積書（再）」の提出があり、主任は内容を確認のうえ、松局建設部長の決裁を得て、同日、変更発注をしている。

カ 変更後の発注内容

変更後の発注内容については、発注目的の変更はなく、境界確認が不調となるまでに本件代理人が業務を行った内容及び業務量について、再提出された見積書により確認し変更しており、その具体的な業務内容は、

- ①資料調査（公簿類17筆、地図類17筆、図面類4筆、疎明書面3件）
- ②地図訂正（官公庁調査1件、民間調査2件）
- ③現地調査の事前調査1件、現地調査の立会（民有地境界立会の立会・確認4点、公共用地境界立会のAランク16点）
- ④測量業務の面積測量（地積4,000㎡以下1件）
- ⑤その他の丈量図（帯図）作成1,000㎡1件
- ⑥書類の作成等の文案を要するもの1通となっており、これらの委託料は、①40,400円、②79,230円、③152,9

56円、④154,530円、⑤19,880円、⑥3,610円に消費税及び地方消費税22,530円を加算した合計473,136円に変更となっている。

(3) 業務の完了

本件業務を完了した県公嘱協会は、平成19年11月30日付けで、「業務完了届出書」に成果品を添えて松山地方局長に提出している。

(4) 本件業務の検査状況

「業務完了届出書」の提出を受けた愛媛県松山地方局建設部用地課担当係長及び主任（以下「検査担当者」という。）は、同日、次のとおり検査を行い、当該届出書の内容が発注内容と相違ないことを確認し、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第164条に基づく検査調書に相当する「業務確認調書」を作成し、松局建設部長の決裁を得ている。

ア 資料調査

(ア) 公簿類17筆

「業務完了届出書」に添付された「土地登記事項証明書」（全部事項証明書）は、起業地の取得に伴う地図訂正等に必要の隣接地等17筆分であり、委託内容に相違ないことが確認されている。

(イ) 地図類17筆

「業務完了届出書」に添付された「地図に準ずる図面」（写し）に記載された筆の数量及び内容は、委託した数量及び内容に相違ないことが確認されている。

なお、運用基準によれば、成果品に添付された地図類に、適用した筆の地番に印を付されたものにより検証することとされており、添付された地図には対象17筆の印が付されていないが、検査担当者は、本件代理人からの聞き取り確認を行って、「土地登記事項証明書」（全部事項証明書）の地番と照合し、内容が相違ないことを確認したとしている。

(ウ) 図面類4筆

「業務完了届出書」に添付された「地積測量図」（写し）は、4枚であり、委託した数量及び内容に相違ないことが確認されている。

なお、運用基準によれば、計上単位が1筆当たりのため、対象は5筆となるが、うち2筆分は1枚の「地積測量図」で表されているため、1の図面として計上されている。

(エ) 疎明書面3件

本件代理人が関係土地の整合性を確認するための疎明書面（隣接境界線証明書等事実関係を証する書面）3件は、県が保有する図面を貸与して行っていることが確認されている。

なお、運用基準によれば、資料調査における疎明書面の作業項目は、「貸与図書受領書」により検証することとされており、本件業務においてはこれが作成されていないが、検査担当者は、本件代理人が作成した「作業日誌」に貸与図書の受領及び返還に関する記載があることをもって確認したとしている。

イ 地図訂正

(ア) 官公庁調査1件

「業務完了届出書」に添付された「報告書」及び本件

代理人の「作業日誌」により、松山市管財課職員と1回協議していることが確認されている。

なお、運用基準によれば、成果品に添付された「官公庁調査記録」により検証することとされており、当該記録は添付されていないが、検査担当者は、「報告書」及び「作業日誌」に「官公庁調査記録」に相当する記載があることをもって確認したとしている。

(イ) 民間調査 2件

「業務完了届出書」に添付された「報告書」及び本件代理人の「作業日誌」により、乙に対する意見聴取を1回、丙に対する意見聴取を1回、合計2回行っていることが確認されている。

なお、運用基準によれば、成果品に添付された「民間調査記録」により検証することとされており、当該記録は添付されていないが、検査担当者は、「報告書」及び「作業日誌」に「民間調査記録」に相当する記載があることをもって確認したとしている。

ウ 現地調査

(ア) 事前調査 1件

「業務完了届出書」に添付された収集資料及び本件代理人が作成した「作業日誌」により、業務実績が委託内容に相違ないことが確認されている。

なお、運用基準によれば、成果品に添付された「事前調査報告書」により検証することとされており、当該記録は添付されていないが、検査担当者は、「作業日誌」に「事前調査報告書」に相当する記載があることをもって確認したとしている。

(イ) 立会

a 民有地境界立会（立会・確認）4点

「業務完了届出書」に添付された「報告書」により、県が取得しようとする2筆の土地の間の筆界点4点が、成果品として提出された「検討丈量図」の筆界点の4点と一致し、かつ、この4点について当該土地所有者の合意が得られたことが、立会した職員により確認されたとしている。

なお、運用基準によれば、成果品に添付された立会者の署名の「確認書」により検証することとされているが、境界確認について関係者の合意を得られない部分があることから、「確認書」は作成されていない。

b 公共用地境界立会（Aランク）16点

「業務完了届出書」に添付された「検討丈量図」において、県が取得しようとする土地2筆の東側及び北側に47の筆界点を設け当該図面を作成しており、委託した筆界点16点を上回っていることが確認されている。

なお、運用基準によれば、計上単位が筆界点1点当たりのため、対象は47点となるが、対象地において多数の境界点が存在しており、これをすべて実績として計上することは妥当でないとの判断から、1筆8点として計上されている。

エ 測量業務の面積測量（地積4,000㎡以下）1件

運用基準によれば、測量原図の作成を含む土地の面積測量は、座標法を原則とし、成果品に添付された求積図により検証することとされているが、境界が確定できなかった

ため、一部乙及び丙の主張に基づく座標を使用して対象面積（3,781.87㎡）を求積し、「検討丈量図」を作成したことが、本件代理人が提出した同図や立会した職員により確認されたとしている。

オ その他の丈量図（帯図）作成 1件

前記工の地積測量によって作成された「検討丈量図」が、丈量図（帯図）に相当するとして確認されている。

なお、運用基準によれば、その他の丈量図は、起業地に係る土地の登記簿地積（元地面積）を合計し、1,000㎡当たりを1件として計上することとされており、対象は2,300㎡であるので2件の計上となるが、前記工のとおり「検討丈量図」を成果として収めたことから、実績を1件として計上されている。

カ 書類の作成等の文案を要するもの 1通

「業務完了届出書」に添付された「報告書」がこれに相当するとして、実績数量に相違ないことが確認されている。

(5) 本件業務に係る支出の状況

平成19年12月7日付けで、県公嘱協会から松山地方局長に対し本件業務に係る請求書の提出があり、愛媛県会計規則第37条第1項の規定に基づき、同日、支出負担行為として整理され、同月21日に県公嘱協会に対し、473,136円が支出されている。

2 決定の理由

前記第3の1の認定事実に基づき、主文のとおり決定した理由は、以下のとおりである。

(1) 「資料調査の地図類の17件」に係る委託料12,070円全額が不当な支出であるとの点について

「資料調査の地図類」は、前記第3の1(4)ア(イ)で述べたとおり、提出のあった地図には対象となった17筆の印がなかったものの、別に提出のあった「土地登記事項証明書」（全部事項証明書）の地番と照合しており、内容が相違ないことが認められた。

したがって、委託料12,070円の支出は不当とはいえない。

(2) 「資料調査の疎明書面の3件」に係る委託料9,900円全額が不当な支出であるとの点について

「資料調査の疎明書面」は、前記第3の1(4)ア(エ)で述べたとおり、「貸与図書受領書」が提出されていないものの、本件代理人が作成した「作業日誌」において、貸与図書の受領及び返還に関する記載があること、当該貸与図書に相当する隣接境界線証明書等事実関係を証する書面の現物が3件存在することにより、委託された業務が実施されたことが認められた。

したがって、委託料9,900円の支出は不当とはいえない。

(3) 「現地調査の事前調査の1件」に係る委託料26,410円全額が不当な支出であるとの点について

「現地調査の事前調査」は、前記第3の1(4)ウ(ア)で述べたとおり、「事前調査報告書」が提出されていないものの、成果品に添付された収集資料及び本件代理人の「作業日誌」に「事前調査報告書」に相当する記載があることにより、委託された業務が実施されたことが認められた。

したがって、委託料26,410円の支出は不当とはいえない。

(4) 「現地調査の立会の民有地境界立会の4点」に係る委託料20,706円全額が不当な支出であるとの点について

「現地調査の立会の民有地境界立会（立会・確認）」は、前記第3の1(4)ウ(イ)で述べたとおり、取得予定地を含む筆全体の土地の境界が確定できていないため、「確認書」は提出されていないが、提出のあった「報告書」により、県が取得しようとする2筆の土地の間の筆界点4点が、成果品として提出された「検討丈量図」の筆界点の4点と一致し、かつ、この4点について当該土地所有者の合意が得られたことが、立会した職員により確認されたとしているので、委託料積算の対象とする4点の筆界点を確定するための立会は行われたものと認められた。

したがって、委託料20,706円の支出は不当とはいえない。

- (5) 「測量業務の面積測量」に係る検討丈量図は、概測図であるから、単価は2分の1であり、積算額のうち、77,265円は不当な支出であるとの点について

運用基準によれば、測量業務のうち「面積測量」業務は、「座標法を原則として各面積区分ごとに各単価を計上し」と定め、「成果品に添付された求積図により検証する」とこととされている。

受託者から提出された「検討丈量図」は、境界確認が不調に終わり、確定座標に基づき作成されたものではないため、登記に使用できる図面であるとは言い難いものの、現地において運用基準に定める座標法により座標値を公共基準点から計算して測量して作成されたものであり、測量手法及び測量業務の稼働自体については、実績に基づく検証がなされたものと認められる。

また、運用基準において、「地図訂正等のための概測図の作成については、上記単価の2分の1とする」と定められているところ、今回作成された「検討丈量図」が概測図に当たるか否かについてみると、概測図とは、運用基準において明確な定義は示されていないが、実務において、「地図訂正に使用するために大まかな点（「座標」に相当）を押さえ、概算値として算定した面積を表示した図面」として実体的運用がなされている。

しかるに、発注者である松山地方局長が県公嘱協会に対して、登記に使用するための図面として、座標法による座標値を用いて面積測量を行うこととして当該業務を発注し、かつ、対象とする5筆の土地について関係権利者の同意が得られなかったが故に一部について確定座標を得るに至らず、その結果として丈量図として認め得る図面を受託者から受領し得なかったとしても、その「検討丈量図」をもって委託業務が遂行されたものと検証し、委託料を支出したことを不当とまでいうには至らない。

- (6) 「その他の丈量図（帯図）の作成」は、概測図に相当するので、単価は2分の1であり、積算額のうち、9,940円は不当な支出であるとの点について

「その他の丈量図（帯図）の作成」は、前記第3の1(4)オで述べたとおり、提出のあった「検討丈量図」をもって確認されており、当該委託料の支出が不当であるかどうかについては、前記(5)で述べたとおりである。

- (7) つまるところ、前記(1)から(6)までの請求人の主張は、運用基準に定められた成果品が提出されていない、あるいは検収方法が採られていないという外形的事実をもって、支出を不当とするものであるが、それぞれの項目について、松山地方

局長が発注した個別具体の業務は、すべて目的達成しないしそれと同一視できる程度に遂行されていることが確認されたので、委託料を支出したことは相当と認めることができる。

- (8) その他の項目に係る委託料の支出について

請求人が主張する前記(1)から(6)までの項目以外についても、前記第3の1(4)で述べたとおり、一部の項目において、運用基準に定める成果品が提出されておらず、本件代理人の「作業日誌」等により検証している事例があるものの、いずれの項目も業務遂行の事実認められ、不当な委託料の支出は認められなかった。

3 結論

以上のとおり、松山地方局長が平成19年12月21日に県公嘱協会に支出した本件業務に係る委託料については、不当な支出であるとは認められない。

したがって、松山地方局長が平成19年12月21日に県公嘱協会に支出した本件業務に係る委託料473,136円のうち、164,105円については不当な支出であるから、知事が愛媛県に返還する措置を講じるよう求める請求人の請求は、理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

第4 意見

今回の住民監査請求に基づき実施した監査においては、次のとおり改善を要すると認められる点が見受けられたので、意見として付記する。

- 1 松山地方局長が県公嘱協会に委託した業務の遂行過程において、必要な業務の内容が明確に指示されず、県公嘱協会の判断等に依拠して行われていたとみられる点や、運用基準において「検証」に用いることとされている成果品の一部が作成又は提出されず、また提出すべきことを県公嘱協会に明示していないことが見受けられた。

業務発注者においては、委託する業務の内容を具体的かつ明確に提示・指示するとともに、運用基準に基づく検証が確実に実施されるよう、事務の適切な執行に努められたい。

- 2 さらに、運用基準については、平成16年、19年と改正が行われているものの、監査の過程で、記載誤り、記載漏れ、不明確あるいは具体性を欠く点が散見されたほか、実務においても客観的・統一的解釈に基づく運用が図られていないなど、不用・不当な支出を生じかねない事務取扱い上の不備が認められた。

担当部局においては、この「運用基準」をはじめ「登記事務委託契約書」及びこれに係る「仕様書」などの整合性を改めて点検・確認し、その内容を担当者に十分に周知徹底することにより、当該業務が適確に執行されるよう改善を期待する。

平成20年12月19日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
同 白石 友 一
同 田中 多佳子
同 明比 昭 治

○公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年 1月 9日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
同 白石 友 一

同 田 中 多佳子
同 明 比 昭 治

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
私 学 文 書 課 都 市 整 備 課	平成20年10月22日 "

(監査の結果)

1 物品売払収入(県報購読料)については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額(円)	備 考
12年度	8,000	
計	8,000	

(私学文書課)

2 職員(2名)の休日給について、休日勤務の実績がなかったにもかかわらず、実績給と通知書の休日給欄に時間数が誤入力され、計21,107円(平成19年11月分)が過支給となっていた。(都市整備課)

(措置の内容)

1 平成12年度の物品売払収入(県報購読料)に係る収入未済額については、平成19年3月から分割納付により早期収入を図ってきたところであり、平成19年度の滞納繰越額8,000円についても、引き続き債権管理に努めた結果、平成20年11月13日までに計画通り全額納付され、収入未済は解消した。(私学文書課)

2 過支給となっていた休日給は職員が平成20年9月26日及び同29日にそれぞれ全額県に返納した。

また、これまで一人の職員が行っていた集計、入力とチェックを別々の職員が行い、さらに複数の職員で照合・確認を行うように改善しており、再発防止に努めている。(都市整備課)

○公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年 1 月 9 日

愛媛県監査委員 壺 内 紘 光
同 白 石 友 一
同 田 中 多佳子
同 明 比 昭 治

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 産 業 経 済 部	平成20年 7 月17日、 平成20年 8 月27日

(監査の結果)

平成20年3月15日から着工する予定となっていた湛水防除事業について、同年2月1日から土地の使用契約を行ったため、少なくとも同年2月分の補償費57,769円が過支給となっていた。

(措置の内容)

土地使用契約に係る事務処理の各段階で使用期間の確認を徹底する事務処理手順を定め、職員研修を行い周知徹底するとともに適正期間での使用契約に努めるよう内部チェック機能の強化を図った。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第99条第1項の規定による解職の請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成21年 1 月 9 日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

- 1 選挙権を有する者の総数 17,057
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 5,686